

重複上場外国銘柄の基準値段設定の取扱いについて

**1. 基準値段の設定方法について**

① 基準値段の算出時点について

当日（X日）基準値段については、前日立会終了後（X-1 立会日）の当取引所が適当と認める時点での外国の主たる金融商品取引所における外国株券の直近値段を円換算した価格としますが、「当取引所が適当と認める時点」については、午後3 時頃とします。

なお、基準値段算出時の前日立会終了時以降（X-2 立会日）、基準値段算出時（X-1 立会日）までの間に、外国の主たる金融商品取引所で売買が行われていることを当取引所が確認できない場合等については、前日（X-1 立会日）の当取引所最終値段等を当日（X日）の基準値段とします。

（※ただし、②で定める銘柄については、当取引所の前日最終値段等を基準値段とします。）

② 当取引所市場における前日最終値段等を基準値段として適用する銘柄の指定について

下表の銘柄については、当取引所市場における前日（X-1 日）最終値段等を基準値段とします。

（当取引所市場における前日最終値段等を基準値段として適用する銘柄については、毎年4月と10月の当取引所が定める日以降に、過去6ヶ月間の値付日数を勘案したうえで指定することとしています。）

【当取引所市場における前日最終値段等を基準値段とする銘柄（平成24年4月9日以降）】

コード	銘柄名
1313	サムスン KODEX 200 証券上場指数投資信託受益証券
1326	SPDR ゴールド・シェア 受益証券
1327	イージーETF S&P GSCI 商品指数 クラスA米ドル建受益証券
1349	ABF 汎アジア債券インデックス・ファンド 受益証券
1557	SPDR S&P500 ETF 受益証券
1672	ETFS 金上場投資信託 投資証券
1673	ETFS 銀上場投資信託 投資証券
1687	ETFS 農産物商品指数 (DJ-UBSCI) 上場投資信託 投資証券
1688	ETFS 穀物商品指数 (DJ-UBSCI) 上場投資信託 投資証券
1689	ETFS 天然ガス上場投資信託 投資証券
1690	ETFS WTI 原油上場投資信託 投資証券
1693	ETFS 銅上場投資信託 投資証券
1695	ETFS 小麦上場投資信託 投資証券
1696	ETFS とうもろこし上場投資信託 投資証券

コード	銘柄名
1697	ETFS 大豆上場投資信託 投資証券
1773	ワイ・ティール・エル・コーポレーション・バーハッド
2021	iPath 商品指数連動受益証券発行信託
2024	iPath エネルギー指数連動受益証券発行信託
2025	iPath 農産物指数連動受益証券発行信託
2026	iPath 穀物指数連動受益証券発行信託
2029	iPath VIX 中期先物指数連動受益証券発行信託
2030	iPath VIX 短期先物指数連動受益証券発行信託
5412	株式会社ポスコ
8648	バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション
8685	アメリカン・インターナショナル・グループ・インク
8686	アフラック・インコーポレーテッド
8710	シティグループ・インク

### ③ 新規上場銘柄に係る取扱いについて

新規上場銘柄については、新規上場日の翌営業日から、当取引所市場における前日最終値段等を基準値段として適用する銘柄に指定することとします。(新規上場日当日の基準値段については、原則として、当取引所の前日立会終了後時点での、外国の主たる金融商品取引所における外国株券の直近値段を円換算した値を設定することとなります。)

なお、新規上場後、最初に迎える指定適用日においては、新規上場日から算定期間の終了の日までの間に6ヶ月間を経過していないこととなるため、当該指定適用日では指定見直しの対象外とします。(引き続き、当取引所市場における前日最終値段等を基準値段として適用することとなります。)

## 2. 前日立会開始前の基準値段の変更に係る取扱い等について

前日立会終了後に設定した基準値段と、外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した値段が大幅に乖離した場合には、外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した価格に基準値段を変更することとしておりますが、基準値段を変更する「大幅に乖離した場合」とは、下欄の①及び②の条件を充足した場合とします。

なお、基準値段の変更日においては、成行呼値を禁止いたします。

①  $a - b > c$  となった場合又は  $b - a > c$  となった場合

②  $a \div b - 1$  で算出された値が +20%超 又は -20%未満となった場合

a : 前日立会終了後に設定した基準値段

b : 外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した値段

c : a の制限値幅

以上